

## イギリスにおける国債保有構造

須藤時仁

イギリスにおける国債保有構造

わが国は、九〇年代に続いている厳しい経済環境に対処するために大量の国債発行を余儀なくされている。拙稿「国債の発行制度と市場流動性」(『証券レビュー』第四〇巻第四号、一〇〇〇年四月)で、発行市場の面からイギリス、アメリカ、日本の国債市場を比較したところ、イギリスの現物市場は発行残高が日本の四分の一以下と少ないにもかかわらず、市場流動性はむしろ高く、その要因として、各年限ゾーンにおける国債発行の配分に偏りが少なく平準化されていること、インデックス債やストリップス債を発行して、投資家

性債務とに分けられる。本稿で対象とするのはポンド建債務のみであり、したがって「ボンド建て」という表現は省略する。

### 一、市場性国債の保有構造

投資家別の保有構造は表1のとおりである。まず九九年三月末について市場保有と公的保有とで大別すると、市場保有の構成比が九六・四%と大部分を占めている。<sup>(1)</sup> 市場保有のなかでも、機関投資家である保険会社、年金基金、投資信託(ユニット・トラスト、インベストメント・トラスト)のシェアが六〇・八%と圧倒的であり、さらにその内訳を見ると保険会社(三四・一%)と年金基金(二五・一%)で分け合ったちとなっている。機関投資家に次いで、非居住者のシェアが一八・八%と高く、その大半を国際機関、海外中

の多様なポートフォリオのニーズに対応している)などが示された。では、イギリスにおいて国債の保有構造はどうなっているのだろうか。イギリスにおける国家債務の保有構造に関しては、毎年イングランド銀行が *Quarterly Bulletin* で分析している。本稿では、その資料に基づき国債保有構造の特徴を概観することとする。

なお、イギリスの国家債務には、大きく分けてポンド建債務と外貨建債務がある。さらに、ポンド建債務は、一般に市場で取引される市場性国債(TBおよびギルト債)と市場取引のない非市場

表1 イギリスにおける市場性国債の保有構造 (10億ポンド、%)

|               | 1990     | 1995     |          | 1998     |          | 1999     |          |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               |          | (シェア)    | (シェア)    |          | (シェア)    |          | (シェア)    |
| その他公的部門計      | 0.5      | 0.3      | 0.8      | 0.4      | 2.3      | 0.8      | 3.2      |
| 地方自治体業        | 0.3      | 0.2      | 0.7      | 0.3      | 0.2      | 0.1      | 0.2      |
| 公企行           | 0.2      | 0.1      | 0.1      | 0.1      | 2.1      | 0.7      | 3.0      |
| 住宅金融組合        | 4.8      | 3.5      | 5.3      | 2.2      | 1.0      | 0.3      | 0.7      |
| 機関投資家計        | 57.9     | 42.4     | 132.8    | 55.0     | 192.4    | 63.5     | 183.1    |
| 保険会社年投        | 34.9     | 25.6     | 82.7     | 34.3     | 114.2    | 37.7     | 102.7    |
| 年金基資          | 22.4     | 16.4     | 46.7     | 19.3     | 73.9     | 24.4     | 76.0     |
| 信託            | 0.5      | 0.4      | 3.3      | 1.4      | 4.3      | 1.4      | 4.3      |
| 個人等           | 11.7     | 8.6      | 10.7     | 4.4      | 15.2     | 5.0      | 25.3     |
| その他居住者(非金融法人) | 16.2     | 11.9     | 24.9     | 10.3     | 14.6     | 4.8      | 10.2     |
| (1.7)         | (1.2)    | (2.0)    | (0.8)    | (0.8)    | (0.3)    | (0.9)    | (0.3)    |
| 非居住者計         | 17.9     | 13.1     | 35.5     | 14.7     | 52.1     | 17.2     | 56.6     |
| 国際機関          | 0.8      | 0.6      | 1.0      | 0.4      | 0.1      | 0.0      | 0.5      |
| 海外中央銀行        | 8.1      | 5.9      | 13.0     | 5.4      | 12.6     | 4.2      | 16.3     |
| その他非居住者       | 9.0      | 6.6      | 21.4     | 8.9      | 39.4     | 13.0     | 39.8     |
| 市場保有計         | 117.0    | 85.7     | 232.3    | 96.2     | 291.5    | 96.2     | 290.1    |
| 公的保有          | 19.6     | 14.3     | 9.2      | 3.8      | 11.5     | 3.8      | 10.9     |
| 総計            | 136.6    | 100.0    | 241.5    | 100.0    | 303.1    | 100.0    | 301.0    |
| 1999年3月末      | 1998年3月末 | 1997年3月末 | 1996年3月末 | 1995年3月末 | 1994年3月末 | 1993年3月末 | 1992年3月末 |

(注) 1 各年とも3月末  
2 スターリングポンド建の市場性国債のみに対する保有構造

3 投資信託とはインベストメント・トラストとユニット・トラストの合計

4 98年3月末まで、公的保有とは政府と中央銀行の合計であったが、99年3月末より定義が変わり、中央銀行は公的保有から市場保有の銀行部門に移った

(出所) Bank of England(BOE), *Quarterly Bulletin*, 1990, 95, 98, 99, Novemberより作成

## イギリスにおける国債保有構造

中央銀行以外の非居住者（一三・二%）が占めている。これに対して、銀行と住宅金融組合のシェアは合わせて三・九%と、個人等（八・四%）より低いことが特徴的である。

ここで、イギリスの特徴を見るために、アメリカ、日本の保有構造と比較してみよう（表2）。なお、アメリカと日本は九九年三月末のデータを用いたが、イギリスに関しては九九年三月末におけるイングランド銀行の保有額が不明であるため、政府とイングランド銀行の保有分を公的保有として統計が採れる九八年三月末のデータを用いている。この表から、イギリスの特徴として次の三つが指摘できる。

第一に、銀行等のシェアが低い反面、機関投資家のシェアがきわめて高い。機関投資家のシェアは、日本二〇・六%、アメリカ二七・七%であるのに対してイギリスは六三・五%にも上る。第二

に、非居住者のシェアは日本より大きいがアメリカに比べてかなり小さい。これは、九五年以前のイギリスでは、非居住者が保有する英國債の利子に対しても原則として源泉徴収課税があったことと、英國債のレポ取引ができなかつた（このため、英國債の空売りが極めて困難であった）ことが影響しているよう。九五年時点で既に国債利子に対して源泉徴収課税がなく、レポ取引も盛んであったアメリカに比べ、イギリスの国債市場は非居住者にとって明らかに魅力が乏しい市場であった。九六年からイギリスでもレポ市場が創設され、国債利子にかかる源泉徴収制度も漸次緩和、撤廃されていった結果、表1に見られるように、非居住者のシェアは、国際機関、海外中央銀行以外の非居住者が牽引するかたちで、九〇年三月末の一三・一%から九五年三月末一四・七%、九八年三月末一七・二%（九九年三月末一八・八%）へと、

九〇年代後半に急上昇している。これは、非居住者にとって英國債市場の魅力が向上したことをしており、将来的にはそのシェアがアメリカに迫る可能性はある。

第三の特徴は、政府、中央銀行による保有シェアが非常に低いことである。イギリスおよびアメリカでは、国家の債務を市場で取引される市場性国債と市場取引のない非市場性債務に分ける方式が採られており、イギリスの場合、九八年三月末でポンド建て国家債務に占める非市場性債務の割合は約二五・五%（九九年三月末では二五・九%）になる。後述するように、政府と中央銀行は、九八年三月末で合計四五六億ポンドの国家債務を保有しているが、そのうち約七五%を非市場性債務が占めており、市場性国債の割合は小さい。そのため、市場性国債で見たとき、アメリカ、日本に比べてイギリスにおける保有シェアが

表2 保有構造の国際比較 (%)

|  | イギリス | アメリカ | 日本   |
|--|------|------|------|
| 地方公共団体・公企業<br>行  | 0.8  | 8.1  | 2.1  |
| 銀<br>保<br>年<br>投<br>個<br>非<br>政<br>そ                     | 4.9  | 7.4  | 14.0 |
| 業<br>資<br>人<br>居<br>信<br>住<br>中<br>府<br>の<br>央<br>銀<br>他 | 37.7 | 4.3  | 12.4 |
|  | 24.4 | 13.0 | 7.2  |
|  | 1.4  | 10.4 | 1.1  |
|  | 5.0  | —    | 1.8  |
|  | 17.2 | 37.8 | 5.8  |
|  | 3.8  | 13.8 | 50.4 |
|  | 4.9  | 5.3  | 5.3  |

(注) 1 イギリスは98年3月末、アメリカと日本は99年3月末の構成比

2 市場性国債のみの保有構造

3 アメリカの「その他」には、公企業と個人を含む

4 日本の「その他」には、ノンバンクなどのその他金融機関を含む

(出所) BOE（表1に同じ）、U.S. Department of the Treasury, *Treasury Bulletin*, 1999, December, 日本銀行『経済統計月報』(資金循環表), 1999, 9月号より作成

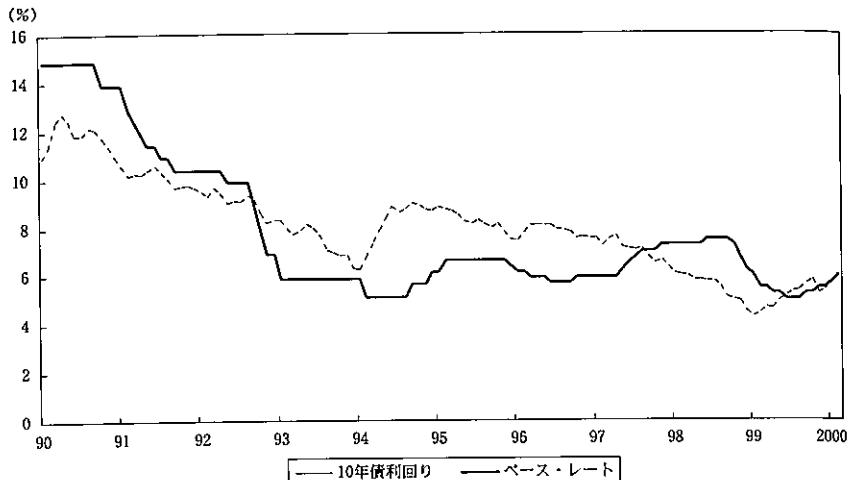
低く現れたのである。なお、イギリスの政府、中央銀行が保有する非市場性債務には、主に、政府部門からの国家貸付資金（National Loans Fund）への短期貸付である「一時貸付金（Ways and Means advance）」、国債管理委員会（National Debt Commissions）によって直接発行される非市場性証券（NIGO stocks）、中央政府および公的企業による国債管理委員会の一時預金（temporary deposit facility）がある。

次に、九〇年三月末から九八年三月末にかけての長期的な保有構造の変化を見てみよう。ソルト・ペーパーの三つが考えられる。第一は、「ベース・レートが九〇年代の前半に低下し、後半の好景気にもかかわらずほぼ横ばいで推移した」とである（図1）。こうした金融当局のスタンスを反映して、国債の名目利回りも九四年の前半を除いて低下基調が続いた。これは、国債価格が九〇年代を通じて基本的に上昇基調にあったことを示している。

第一の要因は、リスクを考慮だけ小さくして

## イギリスにおける国債保有構造

図1 イギリスの金利動向



(出所) BOE, Monetary & Financial Statistics, OECD, Main Economic Indicators

いる。やむなし、公的保有と市場保有の内訳は、九〇年三月末には一四・二%あった公的保有のシェアが九八年三月末には二一・八%へと大幅に低下していることが特徴的である。<sup>(2)</sup>

投資家別にシェアの変化を見てみると、まず、

機関投資家の中でも保険会社（一五・六%から七・七%）と年金基金（一六・四%から一四・四%）のシェアが大きく上昇している。この要因としては次の三つが考えられる。第一は、「ベース・レートが九〇年代の前半に低下し、後半の好景気にもかかわらずほぼ横ばいで推移した」とである（図1）。こうした金融当局のスタンスを反映して、国債の名目利回りも九四年の前半を除いて低下基調が続いた。これは、国債価格が九〇年代を通じて基本的に上昇基調にあったことを示している。

第二の要因は、リスクを考慮だけ小さくして

実質利回りを確保するために、インデックス債への投資を拡大したいことである（表3）。ハ一年末以来、年金基金と生命保険会社（長期ファンドベース）の保有国債に占めるインデックス債の割合（表中C／B列）は順調に拡大し、九八年年末で、年金基金で約四八%、生命保険会社で約一四%に上る。また、年金基金、生命保険会社とも、総資産に占めるイギリス国債の割合（同B／A列）が九〇年代に入ってから上昇に転じているなかで、インデックス債の総資産に占める割合（同C／A列）はハ〇年代以降ほぼ一貫して上昇している。

第三の要因は、一九九五年年金法に基づき、九七年四月からの年金基金に最低積立要件の支払能力テスト（Minimum Funding Requirement Solvency Test, MFRST）が導入されたことである。最低積立要件とは、年金事業者に対して、

表3 イギリス年金基金、生命保険会社のインデックス債保有残高の推移 (100万ポンド、%)

| 年金基金 |                                      |              |      | 生命保険会社                               |              |     |         |
|------|--------------------------------------|--------------|------|--------------------------------------|--------------|-----|---------|
| 年末   | 総資産<br>残高<br>(A)<br>うち<br>英國債<br>(B) | うちインデックス債(C) |      | 総資産<br>残高<br>(A)<br>うち<br>英國債<br>(B) | うちインデックス債(C) |     |         |
|      |                                      | B/A          | C/B  |                                      | C/A          | B/A | C/B     |
| 1981 | 63,435                               | 12,481       | 19.7 | 1,327                                | 10.6         | 2.1 | 60,989  |
| 82   | 84,198                               | 18,249       | 21.7 | 2,255                                | 12.4         | 2.7 | 79,759  |
| 83   | 110,970                              | 22,586       | 20.4 | 3,017                                | 13.4         | 2.7 | 95,768  |
| 84   | 139,290                              | 25,608       | 18.4 | 4,075                                | 15.9         | 2.9 | 113,561 |
| 85   | 168,059                              | 29,648       | 17.6 | 5,120                                | 17.3         | 3.0 | 130,122 |
| 86   | 211,220                              | 32,511       | 15.4 | 6,913                                | 21.3         | 3.3 | 158,551 |
| 87   | 227,551                              | 34,022       | 15.0 | 7,213                                | 21.2         | 3.2 | 173,369 |
| 88   | 267,446                              | 34,814       | 13.0 | 9,568                                | 27.5         | 3.6 | 198,374 |
| 89   | 338,950                              | 31,894       | 9.4  | 11,688                               | 36.6         | 3.4 | 246,241 |
| 90   | 302,714                              | 27,940       | 9.2  | 9,780                                | 35.0         | 3.2 | 232,314 |
| 91   | 343,759                              | 24,041       | 7.0  | 8,599                                | 35.8         | 2.5 | 276,219 |
| 92   | 382,011                              | 25,188       | 6.6  | 10,841                               | 43.0         | 2.8 | 327,572 |
| 93   | 480,567                              | 34,279       | 7.1  | 16,930                               | 49.4         | 3.5 | 433,522 |
| 94   | 443,468                              | 41,854       | 9.4  | 20,341                               | 48.6         | 4.6 | 403,744 |
| 95   | 508,581                              | 52,659       | 10.4 | 24,017                               | 45.6         | 4.7 | 494,661 |
| 96   | 543,879                              | 57,783       | 10.6 | 27,011                               | 46.7         | 5.0 | 549,679 |
| 97   | 656,873                              | 80,534       | 12.3 | 36,099                               | 44.8         | 5.5 | 677,803 |
| 98   | 699,191                              | 91,084       | 13.0 | 43,766                               | 48.1         | 6.3 | 777,974 |

(注) 生命保険会社は長期ファンドベース

(出所) Office for National Statistics, Financial Statistics

この負債に見合つ十分な資産を保有するといふ點が最大である。アクチャアリーは定期的(11年)に資産を評価し、その結果を十一ヵ月以内に取扱者(Trustees)に報告しなければならない。アクチャアリーによる資産評価が負債の九〇%未満で回った場合、定められた期限内に早急に事業者は現金なし金融資産による担保を積んで、最低でも負債の九〇%未満で資産を増やさなければならぬ。また、資産評価が負債の九〇%~100%の間にゐるときは、上記の方法なしは提出金の増額により、提出金のスケジュールでカバーされない限りは資産を負債の100%水準まで増やさなければならぬ(一九九五年年金法第五六一六一条)。この要件を満たすため、安全資産である国債が年金基金によって嗜好されたのもおもい。

投資家別シェアの変化で、機関投資家以外に注

田われるのは、非居住者、特に国際機関、海外中央銀行以外の非居住者の割合が大・大幅に上昇したことと大きく上昇してこられたのである。この要因として、イングランド銀行は海外の投資家がEMUの不確定性のロシア、東南アジアの経済、金融不安から「安全な避難場所」としてイギリスの国債市場が選ばれたことによる。これは、好景気とEMUの不確定性により、九六年半ば以降米ドル通貨が回復したりとも後押しされており、しかしながら、その最大の要因は前述したように、九六年以後の漸進的なギルト債利子に対する源泉徴収の撤廃とギルト・レボの導入により、非居住者ほど高い英國債市場の魅力が回復したためと考えられる。

イギリスにおける国債保有構造

表4-1 投資家別ポートフォリオ(1) (10億ポンド、%)

| 銀 行            | 90.3 (構成比) |      | 95.3 (構成比) |      | 99.3 (構成比) |       |
|----------------|------------|------|------------|------|------------|-------|
| T<br>ギルト債 (短期) | B          | 3.9  | 46.6       | 7.0  | 31.0       | 0.3   |
| ギルト債 (中期)      |            | 1.0  | 11.8       | 6.0  | 26.9       | 7.9   |
| ギルト債 (長期)      |            | 1.9  | 23.4       | 7.5  | 33.3       | 4.9   |
| 小計             |            | 1.3  | 15.5       | 1.8  | 8.0        | 0.7   |
| 非市場性債務合計       |            | 8.1  | 97.3       | 22.3 | 99.2       | 13.8  |
| 合計             |            | 0.2  | 2.7        | 0.2  | 0.8        | 0.1   |
|                |            | 8.3  | 100.0      | 22.5 | 100.0      | 13.9  |
|                |            |      |            |      |            | 100.0 |
| 住宅金融組合         | 90.3 (構成比) |      | 95.3 (構成比) |      | 99.3 (構成比) |       |
| T<br>ギルト債 (短期) | B          | 1.1  | 22.3       | 0.1  | 1.3        | 0.0   |
| ギルト債 (中期)      |            | 2.8  | 57.6       | 4.7  | 88.9       | 0.6   |
| ギルト債 (長期)      |            | 0.9  | 18.4       | 0.3  | 5.9        | 0.1   |
| 小計             |            | 0.0  | 0.3        | 0.2  | 3.9        | 0.0   |
| 非市場性債務合計       |            | 4.8  | 98.6       | 5.3  | 100.0      | 0.7   |
| 合計             |            | 0.1  | 1.4        | 0.0  | 0.0        | 0.0   |
|                |            | 4.8  | 100.0      | 5.3  | 100.0      | 0.7   |
|                |            |      |            |      |            | 100.0 |
| 保 険            | 90.3 (構成比) |      | 95.3 (構成比) |      | 99.3 (構成比) |       |
| T<br>ギルト債 (短期) | B          | 0.0  | 0.0        | 0.0  | 0.0        | 0.6   |
| ギルト債 (中期)      |            | 2.3  | 6.7        | 9.7  | 11.8       | 25.6  |
| ギルト債 (長期)      |            | 18.2 | 52.2       | 40.4 | 48.8       | 43.8  |
| 小計             |            | 14.4 | 41.1       | 32.6 | 39.4       | 32.7  |
| 非市場性債務合計       |            | 34.9 | 100.0      | 82.7 | 100.0      | 102.7 |
| 合計             |            | 0.0  | 0.0        | 0.0  | 0.0        | 100.0 |
|                |            | 34.9 | 100.0      | 82.7 | 100.0      | 102.7 |
|                |            |      |            |      |            | 100.0 |
| 年金基金           | 90.3 (構成比) |      | 95.3 (構成比) |      | 99.3 (構成比) |       |
| T<br>ギルト債 (短期) | B          | 0.0  | 0.0        | 0.3  | 0.7        | 0.6   |
| ギルト債 (中期)      |            | 1.1  | 4.9        | 3.7  | 8.0        | 19.6  |
| ギルト債 (長期)      |            | 10.5 | 46.6       | 24.0 | 51.4       | 37.3  |
| 小計             |            | 10.9 | 48.2       | 18.6 | 39.9       | 18.6  |
| 非市場性債務合計       |            | 22.4 | 99.7       | 46.7 | 100.0      | 76.0  |
| 合計             |            | 0.1  | 0.3        | 0.0  | 0.0        | 0.0   |
|                |            | 22.5 | 100.0      | 46.7 | 100.0      | 76.0  |
|                |            |      |            |      |            | 100.0 |

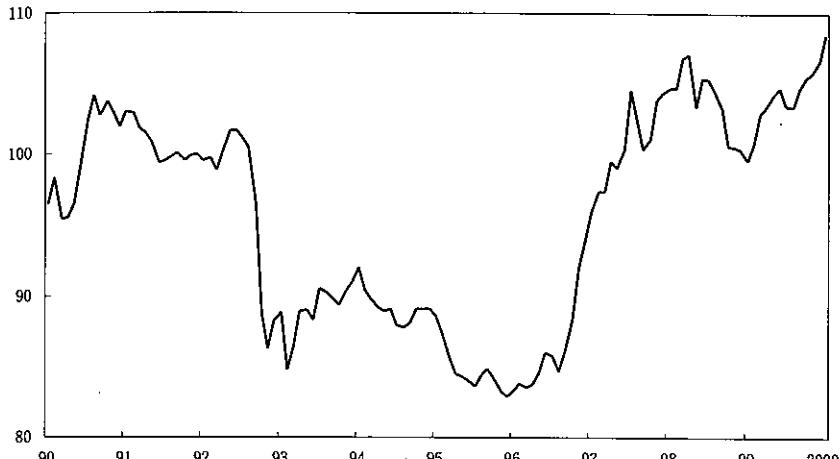
(注) 1 ギルト債短期：5年以下、中期：5年超15年以下、長期：15年超

2 銀行部門はイングランド銀行の公的保有からの移行により統計が不連続なため、98年3月末で比較している。

(出所) BOE, Quarterly Bulletin より作成

証券レビュー 第40巻第7号

図2 ポンド実効レート (90年=100)



(出所) BOE, Monetary & Financial Statistics, Statistical Abstract 1999 (Part 1)

## 二、投資家別ポートフォリオ

ここでは、投資家別に市場性国債および非市場性債務がどのように運用されているのかを概観してみよう（表4）。その際、前述したイングランド銀行の分類変更から、銀行部門による保有と公的保有に関しては、九八年三月末で比較する。

### (1) 銀行

銀行、特に商業銀行は短期性資金を扱うことから、その資金運用も短期のスタンスをとる。そのため、九〇年三月末には、全体の約半分をTBで保有し、残りを中期債（五年超一五年以下）にやや重点をおきながらも、短期（五年以下）、中期、長期（一五年超）でバランスを取って保有していた。九五年三月末には、TBと長期債での保

表4-2 投資家別ポートフォリオ(2) (10億ポンド、%)

| 投資信託                      | 90.3 (構成比)   | 95.3 (構成比)                                       | 99.3 (構成比)   |  |   |  |  |
|---------------------------|--|--|--|--|---|--|--|
| T<br>ギル<br>ギル<br>ギル<br>小合 | B<br>ト債 (短期)<br>ト債 (中期)<br>ト債 (長期)<br>計<br>市場性債務<br>計<br>小非合 | 0.0<br>0.1<br>0.3<br>0.1<br>0.5<br>0.0<br>0.5    | 0.0<br>23.4<br>65.9<br>10.7<br>100.0<br>0.0<br>100.0 | 0.0<br>0.6<br>1.6<br>1.1<br>3.3<br>0.0<br>3.3    | 0.0<br>18.3<br>47.8<br>33.7<br>99.8<br>0.2<br>100.0 | 0.0<br>1.5<br>1.7<br>1.1<br>4.3<br>0.0<br>4.3      | 0.0<br>34.9<br>39.5<br>25.6<br>100.0<br>0.0<br>100.0 |
| 個人等                       | 90.3 (構成比)   | 95.3 (構成比)                                       | 99.3 (構成比)   |  |   |  |  |
| T<br>ギル<br>ギル<br>ギル<br>小合 | B<br>ト債 (短期)<br>ト債 (中期)<br>ト債 (長期)<br>計<br>市場性債務<br>計<br>小非合 | 0.0<br>5.9<br>4.2<br>1.6<br>11.7<br>26.4<br>38.1 | 0.0<br>15.6<br>11.1<br>4.1<br>30.7<br>69.3<br>100.0  | 0.0<br>4.0<br>5.0<br>1.7<br>10.7<br>42.7<br>53.4 | 0.0<br>7.6<br>9.3<br>3.2<br>20.0<br>80.0<br>100.0   | 0.0<br>8.4<br>12.7<br>4.2<br>25.3<br>59.7<br>85.0  | 0.0<br>9.9<br>14.9<br>4.9<br>29.8<br>70.2<br>100.0   |
| その他非居住者                   | 90.3 (構成比)   | 95.3 (構成比)                                       | 99.3 (構成比)   |  |   |  |  |
| T<br>ギル<br>ギル<br>ギル<br>小合 | B<br>ト債 (短期)<br>ト債 (中期)<br>ト債 (長期)<br>計<br>市場性債務<br>計<br>小非合 | 0.4<br>3.7<br>4.5<br>0.5<br>9.0<br>0.0<br>9.0    | 4.0<br>40.7<br>49.9<br>5.5<br>100.0<br>0.0<br>100.0  | 0.1<br>13.0<br>6.5<br>1.9<br>21.4<br>0.0<br>21.4 | 0.5<br>60.6<br>30.2<br>8.6<br>100.0<br>0.0<br>100.0 | 0.6<br>15.3<br>13.7<br>10.2<br>39.8<br>0.0<br>39.8 | 1.5<br>38.4<br>34.4<br>25.6<br>100.0<br>0.0<br>100.0 |
| 公的保有                      | 90.3 (構成比)   | 95.3 (構成比)                                       | 98.3 (構成比)   |  |   |  |  |
| T<br>ギル<br>ギル<br>ギル<br>小合 | B<br>ト債 (短期)<br>ト債 (中期)<br>ト債 (長期)<br>計<br>市場性債務<br>計<br>小非合 | 2.5<br>5.3<br>6.9<br>4.8<br>19.6<br>12.7<br>32.3 | 7.9<br>16.4<br>21.3<br>15.0<br>60.5<br>39.5<br>100.0 | 1.1<br>2.4<br>4.5<br>1.1<br>9.2<br>32.8<br>42.0  | 2.6<br>5.8<br>10.7<br>2.7<br>21.9<br>78.1<br>100.0  | 3.6<br>2.9<br>3.8<br>1.2<br>11.5<br>34.1<br>45.6   | 7.9<br>6.4<br>8.3<br>2.6<br>25.2<br>74.8<br>100.0    |

(注) 1 ギルト債短期：5年以下、中期：5年超15年以下、長期：15年超

2 公的保有（政府・中央銀行）はイングランド銀行の銀行部門への移行により統計が不連続なため、98年3月末で比較している。

(出所) BOE, Quarterly Bulletin より作成

## イギリスにおける国債保有構造

有割合を減らし、短期債と中期債に重点を移している。TBの保有割合が減少したのは、TBの残高自体が九〇年三月末の一六億ポンドから九五年三月末には九〇億ポンドに減少したことによる影響している。

九八年三月末には九五年三月末に比べ、TBの保有を大幅に（六七億ポンド）減少させ、さらに長期債の保有も二六億ポンド減少させたことから、国債の保有額が大きく落ち込んだ。そうしたなかで、中期債の保有を増加させたことからその保有割合は五〇%を超えており、TBの保有が激減したのは、その残高自体が九五年三月末の九〇億ポンドから五七億ポンドに減少したことに加え、九六年のレポ市場創設に伴い、イングランド銀行が公開市場操作の中心をレポによるオペレーションに変更したため、TBを保有するインセンティブがほとんどなくなつたためであろう。ま

た、長期債の保有を減少させた要因としては、好景気の持続に伴い九七年央から基準金利がわずかに上昇に転じ、それを受けて金利の先高期待が強くなつたためと推測される。

## (2) 住宅金融組合

住宅金融組合は、商業銀行と対照的に、住宅融資債権という長期資産を保有しているため、満期までの期間が長い金融資産を保有するインセンティブは小さい。そのため、九〇年および九五年三月末には、五〇億ポンド前後保有していた国家債務のうち、八〇一九〇%をTBと短期債に振り向けていた。

しかしながら、九九年三月末には国債の保有がほとんどなくなつた。これは、住宅金融組合そのものの減少が影響しているよう。つまり、一九八六年住宅金融組合法に株式会社（銀行）への転換条

項が設けられ、八九年七月に、当時業界第一位のアビー・ナショナル住宅金融組合が銀行に転換した。しかし、その後転換の動きは見られなかつたが、九七年になって銀行への転換が相次いだことから、住宅金融組合全体の資産が減少したのである。

### (3) 保険会社・年金基金

前述したように、保険会社と年金基金による国債保有高は九〇年代に入って拡大している。保険、年金という長期性の商品を扱っているため、資産運用も長期的スタンスをとる。これを反映して、九〇年および九五年三月末には中期債、長期債の保有が九〇%前後を占めていた。

しかしながら、九五年三月末から九九年三月末にかけては、国債の保有増加分（保険会社で一〇〇億ポンド、年金基金で二九三億ポンド）のう

た。しかしながら、保険会社、年金基金と同様に、金利先高観測に伴うリスクをヘッジするためか、九九年三月末には、保有額の増分（一〇億ポンド）のほとんどを中期債に振り向いた。そのため、九九年三月末時点で見れば、短・中・長期の三つのゾーンでバランス良く保有するかたちとなつてている。

### (5) 個人等

九〇年以降、国家債務の保有額は伸びているが、その七〇一八〇%は常に非市場性債務で保有されている。個人が保有する非市場性債務は、政府、中央銀行が保有するものと異なり、大部分が国民貯蓄国債（National Savings Securities）である。これは、国民に少額の貯蓄手段を与えるとともに、その資金を国庫に吸収する目的で発行される証券であり、主に郵便局で取り扱われる。<sup>(4)</sup>

ち、保険で約八〇%、年金基金で約五四%を短期債に振り向けており、運用スタンスの短期化が現れている。これは、図1の一〇年国債利回りの動きにも見られるように、好景気の長期化から九九年に入つて金利の先高観測が生じ、それに伴つて、リスク・ヘッジのために短・中期債により重点をおくスタンスに切り替えたのである。この結果、保険会社、年金基金のいずれも保有国債の約四分の一を短期債が占めている。

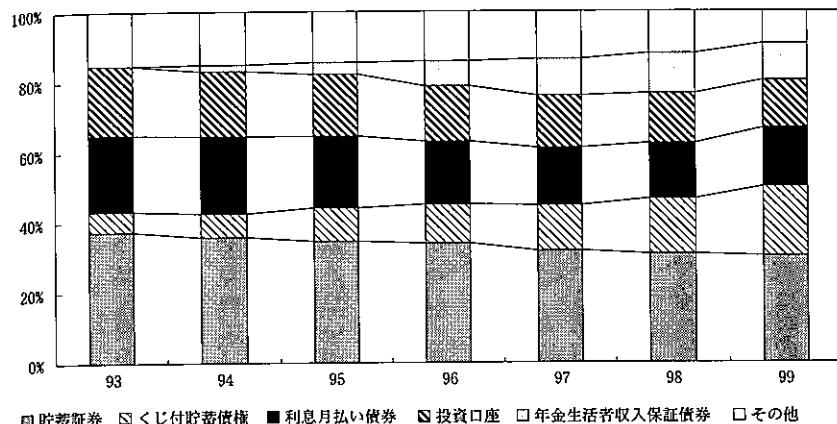
### (4) 投資信託

九〇年三月末時点では、国債の保有額は約五億ポンドと非常に少なく、そのほとんどを短・中期債で運用していた。九五年三月末には国債保有を大幅に増やした（一八億ポンド）が、そのほとんどを中・長期債の保有増に向けた結果、一転して八〇%以上がそれらの国債で運用されるようになつ

国民貯蓄国債の種類は多いが、主な商品として、貯蓄証券（固定利付と物価スライド条項付の二種類がある）、利息月払い債券、くじ付債券、投資口座、年金生活者収入保証債券がある。国民貯蓄国債の残高に占める各商品のシェアは図3のようになっている。最大のシェアを占める商品は、少額貯蓄手段である貯蓄証券だが、近年ではくじ付債券（期間の定めはなく、一券面につき一ポンドの元本は保証されているが、利子は付かない。利子相当分はプールされ、毎月一回コンピュータで打ち出された当選番号が発表され、当選者に賞金として支払われる）と年金生活者収入保証債券（六〇歳以上の老人のみを対象とした五年物の固定金利債券。利子はグロスで毎月支払われる。）のシェアが上昇している。

なお、市場性国債での運用スタンスは短・中期債重視で一貫しているが、九〇年代後半の変化を

図3 国民貯蓄国債の内訳構成比



(注) 各年3月末の構成比

(出所) Office for National Statistics, Annual Abstract of Statistics 2000, BOE, Quarterly Bulletin, 1999, November.

あえて挙げれば、中期債に重きをおいた運用にならざるを得ない。

#### (6) その他非居住者

前述したように、英國債の保有を九〇年代に拡大している。非居住者の場合、國債の価格変動リスクに加えて為替リスクがあるため、投資スタンスは短期的になる。そのため、九〇年及び九五年三月末では保有額の九〇%以上がT.B.、短・中期債に向けられていた。

しかしながら、九五年三月末から九九年三月末にかけては一転して、保有増加分（一八四億ポンド）の約四五%が長期債、約三九%が中期債に向けられたことから、短期から長期までの保有バランスは均等に近くなっている。投資スタンスが長期化した背景には、九〇年代後半にポンド通貨の信頼が増したことに加え、國債利子の源泉徴収法

止やレポ市場導入によって長期債へ投資しやすい環境が整ったことが挙げられるよう。

### 三、まとめ

(7) 公的保有

九〇年三月末の保有割合は約六〇%が市場性国債、約四〇%が非市場性債務であったが、九五年三月末にかけて市場性国債の保有が長期債を中心大幅に（一〇四億ポンド）減少、反面、非市場性負債が約二〇〇億ポンド増加したことから、両者の比率は逆転した。九〇年三月末から九五年三月末にかけて市場性国債の保有が減少したのは、特に、ギルト債の発行方法をオーケーション中心に切り替えていったことから、タップ債が減少したためであろう。その後、九八年三月末にかけて両者ともに約二〇億ポンドづつ増加したが、依然として約七五%が非市場性債務での保有となっている。

これら特徴のうち、市場流動性の向上という観点から、わが国にインプリケーションを与えるものは第三の特徴である。表2にも見られるように、わが国の場合、政府と中央銀行による市場性

以上、九〇年代におけるイギリスの国債保有構造の変化を概観してきたわけだが、その特徴として次の三点が挙げられる。第一に、銀行等の保有割合は低下基調にある反面、保険会社、年金基金を中心とする機関投資家のシェアは急速に拡大している。第一に、非居住者の保有割合は、アメリカより低いものの、九〇年代後半から顕著に拡大している。第三の特徴としては、政府と中央銀行による市場性国債の保有割合が極めて低いことである。

— 51 —

国債のシェアは五〇%を超えてい。これは、主に郵便貯金の形態で集められた家計資金を背景に、政府が流通市場においても、資金運用部オペなどのかたちで国債の買い手としてしばしば登場するためであり、イギリス、アメリカでは見られない特徴である。民間の市場参加者とリスク選好が異なる政府が流通市場においてこのように大きな地位を占めることは、一般的に見て市場の効率性を損なう可能性が大きい。このような弊害を取り除くためにも、イギリスで見られるような非市場性の国債を政府部門向けに発行し、民間の市場参加者によって構成される一般的な国債流通市場とは明確に区別することが望ましいであろう。また、非市場性国債に関して言えば、イギリスの貯蓄国債のように市場性はないが貯蓄性の高い国債を個人向けに発行することも、国債の円滑な消化という点からは効果があるのでないだろうか。

（注）国債のシェアは五〇%を超えてい。これは、主に郵便貯金の形態で集められた家計資金を背景に、政府が流通市場においても、資金運用部オペなどのかたちで国債の買い手としてしばしば登場するためであり、イギリス、アメリカでは見られない特徴である。民間の市場参加者とリスク選好が異なる政府が流通市場においてこのように大きな地位を占めることは、一般的に見て市場の効率性を損なう可能性が大きい。このような弊害を取り除くためにも、イギリスで見られるような非市場性の国債を政府部門向けに発行し、民間の市場参加者によって構成される一般的な国債流通市場とは明確に区別することが望ましいであろう。また、非市場性国債に関して言えば、イギリスの貯蓄国債のように市場性はないが貯蓄性の高い国債を個人向けに発行することも、国債の円滑な消化という点からは効果があるのでないだろうか。

（1）ただし、九九年三月末から定義が変わり、中央銀行であるイングランド銀行の分類が九八年三月末以前の公的保有から市場保有の銀行部門に移行されたことに注意する必要があるが、その銀行部門のシェアも九八年三月末の四・六%から九九年三月末には二・七%にむしろ低下している。また、地方自治体と公企業の保有を公的保有に加えても、やはり九五%以上を市場が保有している。

（2）公的保有の額は九〇年三月末の一九六億ポンドから九八年三月末には一五億ポンドへと、絶対額自体が減少している。

（3）インデックス債については拙稿「国債の発行制度と市場流動性」（『証券レビュー』第四〇巻第四号、二〇〇〇年四月）を参照されたい。

（4）九八年三月末で、ポンド建債務全体に占める国民貯蓄国債のシェアは約一五%，非市場性債務に占めるシェアは約五七%である。

（すどう ときひと・当研究所研究員）